

令和2年5月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年5月25日(月) 13:30~14:30

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(14名)

農業委員

1番 柳本 進
2番 中村 正三
3番 相山 泰(欠席)
4番 小澤 豊
5番 岩村 栄比古
6番 小川 龍馬
7番 神谷 昇次
8番 守屋 勝弥(欠席)
9番 矢巻 文司
10番 笹本 武光
11番 藤巻 正朝
12番 功刀 福幸
13番 小野 弘文
14番 久保田 一弘
15番 矢崎 貢太郎(欠席)
16番 矢崎 清香
17番 齊藤 一成(欠席)
18番 横内 金弥(欠席)
19番 新奥 長生

農地利用最適化推進委員

1番 瀧田 正充
2番 渡邊 昭夫
3番 近藤 友文(欠席)
4番 横森 一郎
5番 欠瀬 勝男
6番 山岸 健司(欠席)
7番 嶋津 榮男(欠席)
8番 佐藤 安茂
9番 田邊 幸男
10番 根岸 喜長
11番 山本 幸治
12番 清水 寛文
13番 漆原 富士夫
14番 上野 和雄

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	3件
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	2件
議案第4号	農地法第5条事業計画変更申請の承認について	2件
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の取得の承認について	5件
議案第6号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	2件
報告第1号	農地法第3条第3項の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：東條 匡志

書記：早川 洋・越石 早織

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和2年5月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中14名で、定足数に達しております。

次に、韮崎市農業委員会、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

では、16番矢崎清香委員、19番新奥委員をお願いいたします。会議書記には事務局職員の早川氏と越石氏を指名いたします。

なお、韮崎市農業委員会会議規則第12条第2項により農地利用最適化推進委員の出席を許可します。そして、発言についても同会議規則第12条第3項に基づき議長が指名することで発言してください。それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

議案第1号申請番号3番及び議案第3号申請番号2番につきましては、取下げの申し出がありましたので、議案集表紙及び議案集の訂正をお願いいたします。まず、議案集表紙の議案第1号の件数を3件、議案第3号の件数を2件に訂正願います。続きまして、議案集1ページの議案第1号申請番号3番及び議案集3ページの議案第3号申請番号2番を削除してください。

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	3件	1,585 m ²
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	2件	539.71 m ²
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	2件	4,197 m ²
議案第4号	農地法第5条事業計画変更申請の承認について	2件	1,798 m ²
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について	5件	14,570 m ²

議案第 6 号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地中間管理権 の承認について	2 件	2,599 m ²
報告第 1 号	農地法第 3 条第 3 項の規定による届出について	1 件	1,442 m ²
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	2 件	10,194 m ²
合計		21 件	36,924.71 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、5月7日、山梨県農業会議常設常任議員会議の対応を柳本会長がいたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の 1 ページをご覧ください。今月の農地法第 3 条の許可申請は、所有権の移転に関するものが 3 件であります。

申請番号 1 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人自身の要望により、経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号 2 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのため、小作地の譲渡による所有権移転の申請であります。

申請番号 3 番 削除。

申請番号 4 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人自身の要望により、兄弟間の贈与による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議 長>

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 1 号、申請番号 1 番・2 番・4 番について、

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

全員賛成ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集2ページをご覧ください。今月の農地法4条の許可申請は、2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井砂宮神、駐車場用地のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條南割穂並、倉庫用地のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をいたします。

申請番号1番：岩村委員

申請番号2番：上野委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番・2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

全員賛成ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町北宮地神妻、個人住宅建設のための申請であります。

申請番号2番 削除。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條南割穂並、太陽光発電設備設置のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：根岸委員

申請番号3番：上野委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番・3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議長>

全員賛成ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条事業計画変更申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集4ページをご覧ください。今月の農地法第5条事業計画変更申請は、2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條三宮地、資材置場（工期延長に伴う一時転用の延長・期間延長9か月）の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は藤井町北下條高松、駐車場（工事期間延長に伴う一時転用の延長・期間延長1年）の申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

申請番号1番及び2番：欠瀬委員

(委員より現地調査に基づく説明)

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番・2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

全員賛成ですので、議案第4号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の5ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については5件となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：水稲、期間：10年、新規設定です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：水稲、期間：2年、再設定です。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：ぶどう、期間：9年、新規設定です。

申請番号4番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：水稲、期間：10年、新規設定です。

申請番号5番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：野菜、期間：3年、再設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

全員賛成ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第6号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

<事務局>

議案集の9ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については2件となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)利用目的:田、作物:水稻、期間:5年6ヵ月です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)利用目的:田、作物:水稻、期間:10年6ヵ月です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

全員賛成ですので、議案第6号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・2号について説明いたします。「農地法第3条の3(相続等による権利移動)について」1件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」2件、議案集は10ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割鎌倉、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保坊来石、合意解約の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條隠岐殿、合意解約の申請であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（その他の件について、事務局より説明）

質疑等ございますか？

（質疑なし）

<事務局>

次回の農業委員会は令和2年度農業委員会総会となり、6月25日（木）午前10時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。なお、場所につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市役所4階 大会議室となります。

<事務局長>

上野委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<上野委員長>

（あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和2年5月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：早川 洋

○書記：越石 早織

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

署名委員_____

署名委員_____